

平成 20 年 6 月 13 日（金曜日）第 2 回定例会

出席議員（18 名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長
大 沼 保 義 教 育 委 員 長	片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長
佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長	那 須 義 行 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
菅 野 英 行 総 合 政 策 課 長	丹 野 敏 晴 総 務 局 長
奥 山 健 一 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長	尾 形 清 一 総 合 政 策 課 財 務 室 長
熊 谷 英 昭 税 務 課 長	安 彦 浩 総 合 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室 長
柏 倉 隆 夫 建 設 課 長	犬 飼 弘 一 市 民 生 活 課 長
山 田 敏 彦 花 緑 世 せ ら ぎ 推 進 課 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長
安 孫 子 政 一 農 林 課 長	佐 藤 昭 下 水 道 課 長
秋 場 元 健 康 福 祉 課 長	犬 飼 一 好 商 工 観 光 課 長
那 須 勝 一 水 道 事 業 所 長	鈴 木 英 雄 会 計 管 理 者 長 (兼) 会 計 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	今 野 要 一 病 院 事 務 長
高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長	兼 子 善 男 学 校 教 育 課 長
片 桐 久 志 監 査 委 員	工 藤 恒 雄 生 涯 学 習 課 長
清 野 健 農 業 委 員 会 長	兼 子 良 一 入 振 監 査 委 員 長
事務局長	

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	荒 木 信 行 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 議 事 主 査

議事日程第 5 号

第 2 回定例会

平成 20 年 6 月 13 日（金曜日）

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）
- 〃 2 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 〃 3 議第 4 2 号 平成 20 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）
- 〃 4 議第 4 3 号 平成 20 年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 5 議第 4 4 号 大沼文庫図書購入基金条例の制定について
- 〃 6 議第 4 5 号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第 4 6 号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第 4 7 号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- 〃 9 議第 4 8 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第 4 9 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- 〃 11 議第 5 0 号 寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第 5 1 号 寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正について
- 〃 13 議第 5 2 号 寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正について
- 〃 14 議第 5 3 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 15 議第 5 4 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 16 議第 5 5 号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
- 〃 17 議第 5 6 号 市道路線の変更について
- 〃 18 議第 5 7 号 市道路線の認定について
- 〃 19 議第 5 8 号 寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結について
- 〃 20 議第 5 9 号 寒河江市営日田中向地区農道（農道橋）整備事業の実施について
- 〃 21 請願第 2 号 後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 22 請願第 3 号 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める意見書を政府等に提出することの請願
- 〃 23 委員会審査の経過並びに結果報告
（ 1 ）総務委員長報告
（ 2 ）厚生経済委員長報告
（ 3 ）建設文教委員長報告
（ 4 ）予算特別委員長報告
- 〃 24 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前 1 0 時 5 6 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 1、承認第 4 号から日程第 22、請願第 3 号までの 22 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

伊藤忠男議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月10日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第4号、承認第5号及び議第44号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「本市で65歳以上の高齢者で、公的年金から徴収される人は何人で、そのうち均等割のみの方は何人になるのか」また、「どういう形で年金から引かれるのか、さらに、周知方法はどのようにするのか」との問いがあり、当局より「対象者は2,600人程度で、そのうち均等割のみの方は200人前後となります。平成21年度は、6月、8月は普通徴収で、10月、12月、2月にその差額を年金から徴収することになり、5期にわたって徴収することになります。平成22年度以降は、前年の課税額を6等分して4月から8月までの3期を仮徴収し、6月の賦課決定の時点で10月分を精算する方式で徴収することになり、納期は6期になります。また、周知方法は、できるだけ早い機会に市報等で特別徴収制度を周知し、申告の時期や賦課する時点で、詳しく移行の方法などを説明したいと思えます」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第4号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、承認第5号は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第44号大沼文庫図書購入基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金の管理の部分に預金とあるが、どういう形で預金されるのか。また、有価証券とあるが、どういうものを想定しているのか」との問いがあり、当局より「1年定期になるのではと考えています。有価証券については、例えば国債を買うとか、ということになります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第44号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済委員長報告

伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

木村寿太郎厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月10日及び6月12日、市議会第4会議室において2回開催いたしました。

初めに、6月10日の審査について申し上げます。午前9時30分から委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

当初、本委員会に付託になりました案件は、議第43号、議第46号、議第47号、議第48号、議第49号、議第50号、議第51号、請願第2号、請願第3号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第43号平成20年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第43号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「利用料金を指定管理者が直接受け取ることになると、指定管理者に対する市からの管理料が変わるのか」との問いがあり、当局より「利用料が指定管理者の収入となりますので、その分を差し引いて指定管理料と設定するものです」との答弁がありました。

委員より「平成18年度と19年度の使用料は幾らだったのか」との問いがあり、当局より「平成18年度が204万850円。平成19年度が185万6,500円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第46号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「利用料金は、指定管理者が自由に設定できるのか」との問いがあり、当局より「条例で使用料が決まっていますので、それを上限として指定管理者が利用料金を設定できます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第47号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第48号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「65歳以上74歳までの年額18万円以上の年金受給者で、保険料を年金から徴収される方はどれくらいいるのか」との問いがあり、当局より「介護保険料と国保税の合算額と年金受給額の2分の1との判定前の段階でおよそ650世帯です」との答弁がありました。

委員より「保険料がそれぞれ8万700円、7万1,300円、6万8,200円と上がる世帯はどれくらいあるのか」との問いがあり、当局より「対象世帯が夫、妻、子の3人世帯で、固定資産税が8万円という条件の中の試算例で、8万700円上がる世帯が304世帯、7万1,300円上がる世帯が134世帯、6万8,200円上がる世帯が616世帯です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第49号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市技術交流プラザに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市葉山森林総合レクリエーション施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平成19年度の施設の利用者数と収入はどのくらいだったのか」との問いがあり、当局より「キャンプ場が2名で210円です。葉山市民荘の使用料がかからない施設には、1,186名来ております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「誕生日が来たら後期高齢者医療制度になったということで、医療費の請求が二重に来たというなど、いろいろな不都合な点がたくさんあり、一度廃止して、もう一度国民的立場で議論すべきであるということから賛成です」との意見がありました。

委員より「政府でも今一生懸命見直しをかけようとしているわけですが、国民一人一人がこの制度について、みんなで助け合いながらやるというのが基本だと思います。高齢者の医療制度を充実し、我々国民みんなで守りましょうということで、願意妥当でないとさせていただきます」との意見がありました。

委員より「こういう制度ではなく、別なもっと高齢者に理解をもらえるような温かい、思いやりのある制度に変えるべきだということです。また、財源については、国の考え方を見直し、必要なところはきちっと必要な財源を回していくべきです」との意見がありました。

委員より「今の日本の医療制度を考えると、国民皆保険を前提とし、給付と負担があって初めて制度が持続すると思います。国民は少しでも理解しながら、悪いところは一部手直しをして、そういう中で進むべきであろうということで、私は反対したい」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、

請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第3号後期高齢者医療制度の抜本の見直しを求める意見書を政府等に提出することの請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「後期高齢者医療制度は、個人と家族が混同した制度になっています。また、資格証明書なども出さない制度に変えていかなければならないと思っていますし、この制度と国保は非常に関連がありまして、市町村の国保税を引き上げる結果になっているわけです。ですから、国の負担割合をもっとふやしてもらうということをしていくべきだと思います」との意見がありました。

委員より「請願の項目で、実施を中止し、抜本の見直すというのは、請願第2号と同じ内容かなと理解せざるを得ないことから妥当でないとの意見です」との意見がありました。

ほかに御報告するほどの質疑、意見もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第3号は賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、6月12日の本会議において、議第59号寒河江市菅日田中向地区農道（農道橋）整備事業の実施についての議案が追加提案され、本委員会に付託されましたので、同日午前9時38分から委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会し、議第59号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これからどういう予定なのですか」との問いがあり、当局より「本年度は実施設計の委託になりますが、さまざまな法的手続の後、11月ごろに発注できるのかなと考えています」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

建設文教委員長報告

伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8 番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

鴨田俊廣建設文教委員長 建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6 月 10 日及び 6 月 12 日、議会図書室において 2 回開催いたしました。

初めに、6 月 10 日の審査について申し上げます。午前 9 時 30 分から委員 6 名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

当初、本委員会に付託になりました案件は、議第 45 号、議第 52 号、議第 53 号、議第 54 号、議第 55 号、議第 56 号及び議第 57 号の 7 案件であります。

一たん休憩し、市道路線の変更及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 45 号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「次の契約更新の際に、使用料の変更を想定しているのか」との問いがあり、当局より「今のところ考えておりませんが、使用料に係る市全体の考えの変更がある場合には、その方針に照らして見直しをかけたいと思います」との答弁がありました。

委員より「利用者が減った場合、料金値上げや予算的な措置とかはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「特別な事情によって経費の増減があった場合には、次の年にその事情をしんしゃくして見直すというやり方をしております」との答弁がありました。

議第 45 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 52 号寒河江市いこいの森に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者になる前と後の使用料について」の問いがあり、当局より「有料施設の過去 3 年間の使用料は、平成 17 年度が 1 万 7,225 円、18 年度が 4 万 410 円、19 年度は決算見込みで 5 万 1,760 円です」との答弁がありました。

議第 52 号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 53 号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 54 号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「2カ年にわたる協定金額の内訳について」の問いがあり、当局より「工事の内容が特殊工事という性格から、1年度目に汚泥脱水機の機器類の発注で1億4,000万円、2年度目に、その工事ということで2億5,000万円、合計で3億9,000万円という事業内容であり、1本で入札するような形になります」との答弁がありました。

委員より「協定先の日本下水道事業団の業者選定のスケジュールについて」の問いがあり、当局より「議会の議決を得て、それから協定をしますので、その後に事業団の方で入札をすることになりますので、通常は7月から8月ごろになると思います」との答弁がありました。

議第55号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号市道路線の変更について及び議第57号市道路線の認定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

議第56号については、委員より「市道を延長したり、市道編入した場合の補助金や交付税措置はあるのか」との問いがあり、当局より「道路延長が延びれば、交付税の対象になってきます」との答弁がありました。

議第56号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第57号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、6月12日の本会議において、議第58号寒河江市市民文化会館改修工事請負契約の締結についての議案が追加提案され、本委員会に付託されましたので、同日午前9時40分から委員6名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと本委員会を開会し、議第58号を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「改修工事の内容と工期について」の問いがあり、当局より「直接工事費では、アスベスト除去等工事費が約9,656万8,000円。照明の関係が約1億438万6,000円。音響関係が約393万8,000円。その他として、つり物関係や電気関係の変圧器、客席の照明等がございます。工期の予定としては、8月20日から10月19日までが照明関係で、11月18日から3月31日までがアスベスト関係の工事を予定しております」との答弁がありました。

委員より「工事期間中のアスベスト対策について」の問いがあり、当局より「工事を始める前に、絶対に外に漏れないように内部を減圧し、そういう形にした上で、労働基準監督署の確認の上、工事を始めます。立入禁止の標示やかぎをかけるなど、内部にはだれも入らないようにして行います」との答弁がありました。

議第58号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の

結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、5月30日午前10時45分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第42号平成20年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第42号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第42号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、フローラ3階の改修についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第42号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、厚生経済分科会委員長から発言の申し出があり、本日午前10時50分から、特に会議を開き、同委員長の発言の訂正の後、閉会しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第 4 号は原案のとおり承認されました。

承認第 5 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第 5 号は原案のとおり承認されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議第44号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議第45号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

議第46号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

議第47号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

議第48号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

議第49号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。10番柏倉信一議員。

柏倉信一議員 緑政会を代表し、後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願について反対討論を述べさせていただきます。

本議場において発言する機会の少ない私に、3月議会に引き続いて意見を述べさせていただく機会をちょうだいしました同僚議員に感謝を申しあげながら討論に入らせていただきます。

後期高齢者制度は、高齢化社会、長寿社会の到来に、青天井のごとく上昇する医療費の抑制と財源の確保を視野に発足した制度と理解しております。

我が日本は、世界のトップクラスの長寿社会となったことはすばらしいことですが、必ずしも高齢者と言われるすべての方が、健康で長生きできるわけではありません。病気と闘いながらの生活を強いられる方も数多く必ず出てきます。

そうした場合、今の医療保険制度が、財源の問題から維持できなくなったとしたらどうなるのでしょうか。そんなことになってはならないから現役世代、予算も無論負担額をふやすけれども、申しわけないけれども高齢者の方にも少し負担をお願いしたいということだと理解をしています。

議会においても、我が寒河江市の医療費が年々増加しているのは御案内のとおりであり、待ったなしの対応を求められているときです。

さきの厚生経済委員会の席でも議論されたようですが、日本の医療保険制度の根底は、国民皆保険にあると言えます。保険である以上、制度上受けるものがあるから払うものがあるのは当然です。いわゆる給付と負担です。

今現在の後期高齢者医療制度がパーフェクトな制度とは、私も考えておりません。日本は、余りに早くやってきた高齢化社会に国策で進めるべき政策がついていないのは現実です。

他の先進諸国において、65歳以上の人口の占める割合が7%から14%、いわゆる国連定義による高齢化社会から高齢社会に到達するまでの期間が、一番早いイギリスで45年、アメリカは70年、フランスは130年かかっているのに、我が日本は25年で到達してしまったことも大きな要因の一つだと思っております。そうした中での後期高齢者医療制度であり、まだ未完成の制度かもしれません。

しかし、どんな施策であっても最初から完璧なものをつくるのは、なかなか難しいもの。状況に応じて、修正を加えながら完成品に近づけていくのは当然であります。

国会でも議論されているとおり、保険制度であるという基本的な部分をきちっと堅持しながら、現状に合わない部分を改める。当然のことながら、中央省庁における不祥事にもきちんとメスを入れていくのは当たり前のことです。

確たる代案も見当たらない中で撤廃を求めるのは、混乱を招くだけだと考えます。今、我々が最優先に判断材料にしなければならないのは、今の医療保険制度を最低限維持しなければならないということです。

こうした観点から、撤廃するというこのたびの後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願に反対の意を表し、討論とさせていただきます。

伊藤忠男議長 15番佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 私は、請願第2号後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書の提出に関する請願に賛成の立場から討論いたします。

昨年12月定例会市議会に、後期高齢者医療制度の抜本的見直し及び2008年4月からの実施の中止を求める意見書の提出を求める2件の請願が出されました。

私は、請願を採択すべき立場での討論をいたしました。いずれも不採択とされてしまいました。

後期高齢者医療制度は、国民多数の反対を押し切って、本年4月1日より実施に移されました。実際走り出したことで、この制度の問題点、矛盾点がさらに明らかになり、廃止や見直しの声が一層強くなっています。

そもそもこの制度の目的は、高齢者医療費の削減にあることです。75歳という年齢で差別をし、一人一人から保険料を徴収し、診療報酬も別建てにすることで、安上がりの差別医療を押しつけるものです。政府は、この制度は高齢者医療の給付と負担を明確にする制度であり、決して高齢者に負担を押しつけるものではないと言ってきましたが、厚労省の試算では、2015年度には医療費全体の削減額が3兆円のうち2兆円を、2025年度では8兆円削減のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしています。

さらに、保険料は年金から天引きする仕組みになっています。きょう6月13日は、年金から2度目の高齢者医療保険料が差し引かれる日です。私の耳には、残り少なくなった年金を手に、ため息をついている高齢者の嘆きの声が聞こえてきます。年金受給額1カ月1万5,000円以上の人からは、介護保険料とともに後期高齢者医療保険料が差し引かれ、さらに平成21年10月からは、住民税まで年金から天引きするとしています。

生活実態を無視し、有無を言わず年金から天引きするこの制度に、高齢者からは「後期高齢者は死ぬということか」といった怒りの声が寄せられています。

さらに、この制度は、存続すればするほど保険料が天井知らずに上がっていく仕組みになっています。政府は、世代間の負担の公平を図るなどと現役世代の負担軽減になるかのように言っていますが、現役世代への負担増は、組合健保や政管健保からの後期高齢者支援金が、これまでの老人保健制度への拠出金よりもふえていくことを政府自身が認めています。

実施する中であらわれてきたさまざまな問題点や矛盾に対し、後期高齢者医療制度は廃止すべきの声は、実施以前よりもさらに大きく広がり、新聞各社の世論調査では、「評価しない」と答えた人が7割を超えるなど、世代を超えて国民の圧倒的多数が批判の声を上げています。

全国の都道府県医師会の6割以上が、高齢者の医療が確保できないと反対や批判の態度を表明し、山形県医師会も「世界に誇る国民皆保険制度の根幹を脅かす後期高齢者医療制度」とこの制度を批判

しています。直近の沖縄県議選で、与野党逆転となった結果を見ても、後期高齢者医療制度への反発がいかに大きなものであるかが伺えると思います。

こうした世論の声に押されて、政府与党は低所得者の保険料を9割軽減する案や、新たな保険料負担が課された被扶養者に対しては、家族の支払いを認めるなどの改正案を出していますが、こうした小手先の見直しでは、高齢者も現役世代も負担増から開放されることはできませんし、将来にわたり必要な医療を安心して受けられる保証はありません。

この制度はきっぱりと廃止をし、国民すべてが安心して受けられる制度をいかにしてつくるかを、財源問題も含めて国民的討論を重ねていく必要があると思います。

制度の中止や見直しを求める地方議会の意見書は、これまで500以上の自治体で可決されています。県内においても、米沢、長井、河北、西川、大石田などの議会では、既に意見書の提出が行われております。国の制度だからといって、無批判に従うのではなく、住民の声を代表する議員として、請願者の願意を真摯に受けとめ、その声を反映させることこそ議員の役目だと思います。

高齢者が尊厳をもって生きられる社会、安心して受けられる医療制度を求める願意は妥当なものであり、個々のしがらみや党派の違いを超えて採択すべきであるという意見を申しあげ、討論といたします。

伊藤忠男議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

請願第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

発言訂正の件

伊藤忠男議長 市長より、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

佐藤誠六市長 平成20年6月6日の会議における一般質問の答弁の中で、「国土交通大臣の定めた基本方針では、平成20年度までに」と答弁しましたが、「国土交通大臣の定めた基本方針では、平成27年度までに」の誤りでしたので訂正いたしたくよろしくお願いいたします。

伊藤忠男議長 川越孝男議員より、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。川越議員。

川越孝男議員 私の6月6日の一般質問の中で、「教育長の所見について」と言うべきところを、「教育委員長の所見について」というふうに間違って発言しましたので訂正方をお願いいたします。

以上です。

伊藤忠男議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

閉 会 午前 11 時 53 分

伊藤忠男議長 これにて、平成20年第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 柏 倉 信 一

会議録署名議員 石 川 忠 義